

役員報酬・謝金規程

（目的）

第 1 条 この規定は、特定非営利活動法人アスイク（以下、本法人）の役員の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

（意義）

第 2 条 本規定における役員報酬とは、本法人が役員に対して支給するものをいう。

（報酬額の算定方法）

第 3 条 役員報酬は、当該年度の予想業績を元に年度ごとに（別表 1）役員俸給表を元に代表理事が定め、理事会の承認を経て支給するものとする。

2 報酬の額は損金算入される範囲内とする。

3 当該年度の予想業績によっては、前年度に比して報酬を減額もしくは凍結することがある。

4 当該年度中に当初の予想業績を著しく下方修正する事態が発生した場合には、期中に報酬の額を減額することがある。

（常勤役員への報酬の支払い方法）

第 4 条 常勤役員への報酬については、その勤務の状況等により役員としての報酬と労働の対価としての給与に区分して支給することができる。ただし、区分の必要がないと認められる場合は、労働の対価としての給与として支給することができる。

（非常勤役員の報酬等）

第 5 条 非常勤役員が理事会に出席したときは、別表 3 により 1 日分の報酬を支払うことができる。

2 非常勤役員が理事会出席以外の日において、代表理事等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬を支払うことができる。ただし、理事のうち職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

（支払い方法）

第 6 条 役員報酬は、その金額を直接役員に支払うものとする。ただし、法令等に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除して支払うものとする。

（報酬の支給日）

第 7 条 役員報酬は、職員給与の支給日に合わせて支給する。ただし、非常勤役員が理事

会に出席した際の報酬は、都度支払うこととする。

(任期途中での就任及び退任)

第 8 条 任期の途中において新たに役員に就任した者は、就任した日から報酬を支給することができる。任期の途中において退任した場合には、その日までの報酬を支給することができる。また、死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給することができる。

(通勤手当)

第 9 条 常勤役員には、通勤の実態に応じ、通勤手当を支給する。支給の取扱いについては、当法人の就業規則に準ずるものとする。

(退職慰労金)

第 10 条 退職慰労金は、役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給することができるものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うことができるものとする。

2 退職慰労金を支給する場合は、理事会の承認を得て支給するものとする。

(退職慰労金の額の算出方法)

第 11 条 役員の退職慰労金の額は次の算式によって得た範囲内とする。

1) 退職慰労金の額 = 退任時の報酬月額 × 役員在任年数 × 功績倍率

2) 各役位別の功績倍率は次の通りとする。

代表理事 1.5

常務理事 1.2

理事 1.0

2 役位に変更ある場合には、役員在任中の最高位をもって最終役位とする。

3 役位の変更等によって、報酬月額に減額が生じた場合も、退任時の報酬月額は役員在任中の最高報酬月額を基準にすることができる。

(役員在任年数)

第 12 条 役員在任年数は、1 ヶ年を単位とする。但し、1 ヶ年未満は1 ヶ年に切り上げる。

(非常勤期間)

第 13 条 役員の非常勤期間については、原則として、退職慰労金算出の際の役員在任年数から除く。

(特別減算)

第 14 条 退職役員のうち、在任中特に重大な損害を会社に与えたものに対し、役員の過半数の決定により、第 10 条により算出した金額を減額することができる。

(改廃)

第 15 条 この規定の変更及び改廃は、理事会の決議により行う。

(補則)

第 16 条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

附則

この規定は、2016 年 1 月 1 日から施行する。

2023 年 6 月 8 日 一部改訂

(別表 1) 役員俸給表

号俸	月額報酬 (円)	号俸	月額報酬 (円)	号俸	月額報酬 (円)
1	100,000	8	450,000	1 5	800,000
2	150,000	9	500,000	1 6	850,000
3	200,000	1 0	550,000	1 7	900,000
4	250,000	1 1	600,000	1 8	950,000
5	300,000	1 2	650,000	1 9	1,000,000
6	350,000	1 3	700,000	2 0	1,050,000
7	400,000	1 4	750,000	2 1	1,100,000

(別表 2) 非常勤役員の勤務報酬等

種 別・区 分	報 酬 (円)
代表理事業務報酬等 (非常勤・日額)	50,000
常務理事・理事業務報酬等 (非常勤・日額)	30,000
監事監査指導報酬等 (非常勤・日額)	10,000

(別表 3) 理事会出席報酬

種 別	区 分	報 酬 (円)
理事会出席報酬等	代表理事	3,000
	常務理事・理事	3,000
	監事	3,000